入　札　参　加　心　得

（入札参加資格）

第１　次の各号の一に該当するものは、入札に参加することが出来ない。

⑴　地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定による入札参加制限を受けている者。

⑵　入札に際して、不正行為等を行ったと認められる者。

⑶　入札日において、指名を取り消されている者、及び指名停止を受けている者。

⑷　委任状を持参しない代理人。

⑸　入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないもの。ただし、入札保証金の納付を免除された者はこの限りでない。

⑹　前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者。

（入札等）

第２　入札参加者は、この心得及び仕様書・図面等を熟覧の上、入札しなければならない。また、仕様書・図面等について疑義があるときは、別に定める用紙に記載し、主管課長が指定する日時までにその説明を求めることができる。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

２　　入札参加者は、仕様書・図面等の貸出しを求めることが出来る。なお、貸出しを受けた仕様書・図面等は速やかに返還しなければならない。

３　　代理人をもって入札する者は、入札に関する委任状を持参のうえ、入札の前に提出しなければならない。

４　　入札書は指定の様式により作成し、封緘の上、入札者の氏名及び事業・工事名等を表記し、指名通知書に示した時刻又は入札執行官が指示する時刻までに、入札箱に投入しなければならない。

５　　入札参加者は、１の⑴又は⑹に掲げる者を入札代理人とすることはできない。

６　　入札参加者は、入札に際し入札書に使用する認印を持参しなければならない。

（入札の辞退）

第３　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

⑴　入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙様式参照）を入札執行者に直接持参し、又は書留郵便（指定の日時までに到着するものに限る。）をもって行う。

⑵　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を執行する者に直接提出して行う。

（開札）

第４　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者立会いで行うものとする。

２　　入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせた上で行うものとする。

（無効の入札）

第５　次の各号の一に該当する入札は無効とする。

⑴　記名押印及び訂正印を欠く入札

⑵　無資格者の入札

⑶　金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

⑷　入札要件の記載が確認できない入札

⑸　２通以上の入札をした者

⑹　同一件名の入札において、２人以上の代理をした者の入札

⑺　同一件名の入札において、入札者本人が、他人の代理を兼ねてした入札

⑻　委任者名を併記しない代理人のした入札

⑼　再度の入札において、前回の最低価格を上回る入札

（再度入札）

第６　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

２　　再度入札の回数は原則として２回を限度とするが、この限度内において落札者がないときは、回数を増やして行うことがある。

３　　再度の入札での途中の棄権は認めないものとする。

（落札者の決定）

第７　予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　　落札となるべき同価格の入札をした者が、２人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

３　　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない組合職員にくじを引かせるものとする。

４　　落札者は、確認のため入札書に認印するものとする。

（積算書の提出）
第８　落札者は、落札額の根拠となる積算書を提出しなければならない。
（仮契約）
第９　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４５年組合条例第４号）に該当する場合には、組合議会の議決を得た時に契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。
（暴力団の排除）
第10　契約の相手方とされた者は、亘理地区行政事務組合暴力団等排除措置要綱を厳守し、暴力団関係者等を下請負人等としてはならない。また暴力団等から不当介入を受けた場合は、速やかに警察署に通報するとともに、発注者に報告するものとする。なお、このことは、下請負人等に対しても指導すること。